第826回宮城県教育委員会定例会日程

日 時:平成24年3月15日(木)午後3時から場 所:県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第825回教育委員会会議録の承認について
- 4 第826回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告 (一般事務報告)
- (1) 学校運営支援チームの活動報告について

(学校運営支援チーム)

(2) 登米地区統合校の校名案及び開校準備の状況について

- (高校教育課)
- (3) 武道必修化にともなう柔道の授業実施延期を求める請願への対応について (スポーツ健康課)
 - (生涯学習課)

- (4) 宮城県社会教育委員の会議意見書について
- 6 専決処分報告
- (1) 第335回宮城県議会議案に対する意見について

(総 務 課)

- 7 議 事
 - 第1号議案 宮城県教育委員会教育長の任命について

(総 務 課)

第2号議案 職員の人事について

(総務課・教職員課)

第3号議案 教育功績者表彰について

- (総務課)
- 第4号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- (総務 課)

第6号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

- (文化財保護課)
- 第7号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について
- (文化財保護課)
- 第8号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について
- (文化財保護課)

- 8 課長報告等
- (1) 宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン(平成24年度改訂版)(案)について

第5号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について (義 務 教 育 課)

(教育企画室)

(2) 宮城県学力向上推進プログラム(改訂版)の策定について

(教育企画室)

- (3) 東日本大震災に伴う教職員の健康調査結果の概要について
- (福 利 課)

(4) 宮城県公文書館の宮城県図書館への移転について

(生涯学習課)

- 9 資 料(配付のみ)
- (1) 宮城県美田園高等学校の開校式について

- (高校教育課)
- (2) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (高校教育課) (高校教育課)
- (3) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について (4) 第67回国民体育大会冬季大会の結果について
- (スポーツ健康課)

(5) 重要有形民族文化財の指定について

(文化財保護課)

- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉 会 宣 言

第826回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年3月15日(木) 午後3時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長、佐々木委員、佐竹委員、青木委員、小林教育長 (庄子委員欠席)
- 4 説明のため出席した者

大内理事兼学校運営管理監,伊東教育次長,髙橋教育次長,吉田参事兼総務課長,鈴木教育企画室長,菅原福利課長,寺島教職員課長,熊野義務教育課長,佐々木特別支援教育室長,氏家高校教育課長,雫石施設整備課長,山内スポーツ健康課長,西村生涯学習課長,後藤文化財保護課長外

- 5 開 会 午後3時
- 6 第825回教育委員会会議録の承認について
- 委 員 長 (委員全員に諮って)承認する。
- 7 第826回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名,議事日程について
- 委 員 長 佐々木委員及び佐竹委員を指名する。 本日の議事日程は、配付資料のとおり。
- 8 教育長報告
- (1) 学校運営支援チームの活動報告について

(説明者:教育長)

学校運営支援チームの活動について、御報告申し上げる。

資料は、別冊の「学校運営支援チーム活動報告書」となる。

教育庁では、教職員の不祥事多発の問題、教職員の多忙化の問題、病気休職者に占める精神疾患による休職者の増加の問題等、学校や教職員を取り巻く様々な問題に対し、従来から、それぞれの担当課室が所管事項に応じ対応してきたが、具体的な効果がなかなか現れにくい状況であった。そうした状況を改善するためには、教育庁各課室が、積極的かつ機動的にこれらの問題への対策を講じる必要があることから、教育庁内の横断的な特命チームとして、平成22年12月に学校運営支援チームを設置した。学校運営支援チームは発足当初から、学校の実情や学校が抱える課題などを把握することを目的として、チーム員、これは教育庁の次長級あるいは課長級の職員等が学校現場に赴き、教職員の生の声を直接聞くための意見交換会を開催してきた。昨年3月11日以降は、東日本大震災の影響で活動が一時中断したが、7月には新たに学校運営管理監等の専任の職員を配置し、活動を再開したところである。また、学校運営支援チームは、学校運営上の多種多様な課題解決に向けた取組に対して支援するための行動計画について、平成25年3月を目途に策定することとしており、現在、その作業を進めている。

なお、従来の活動や今後の取組等の詳細について、学校運営支援チームのリーダーである理事兼学校運営管理監から御説明申し上げる。

(説明者:理事兼学校運営管理監)

別冊の「学校運営支援チーム活動報告書」の1ページを御覧願いたい。

風通しの良い職場づくりを推進するとともに、教職員が心身ともに充実し、児童生徒と向き合える体制を整備する際の参考とするため、学校現場の教職員と教育庁の幹部職員との意見交換会を開催した。県立学校については、平成22年12月から本年2月までの間に計10回開催し、県立学校52校156名の教職員と、理事兼学校運営管理監、教育次長、各課室長等の幹部職員とが直接意見交換をした。また、市

町村立学校については、本年1月に名取市で開催し、11校17名の教職員と意見交換した。意見交換会においては、職場の同僚や管理職との関係に関すること、学校の業務に関すること等について、現場の教職員から、それぞれの学校の課題や要望等を聴取した。平成24年度においても、引き続き意見交換会を実施し、全ての県立学校の教職員と意見交換を行う予定である。また、市町村立学校については、当該市町村の教育委員会の理解と協力を頂きながら順次実施してまいる。

資料の2ページを御覧願いたい。学校運営支援チームでは、学校における業務・組織運営の改善を支援するための行動計画を作成することとしている。このため、多忙化解消、メンタルヘルス、不祥事対策、 震災対応の4つのテーマについて、昨年8月にワーキンググループを設置し、現在、行動計画の作成に向けて作業を進めている。

次に資料の3ページを御覧願いたい。これは行動計画の現段階の案である。4つのテーマごとに、左側に現状と課題、右側に行動計画の体系図を示している。具体に取り組む事務事業の数は40あり、次の4ページ以降に具体の内容を記載しているが、一部の事業については、既に着手しているものもある。また、先ほど説明した教職員との意見交換会で出された県教育委員会への要望についても、取り込めるものは取り込んでいる。

資料の4ページを御覧願いたい。このページ以降は、40の事務事業について、その主な内容、担当する課室、実施する時期、小中高いずれで実施するかをまとめている。順次、主な事務事業について、御説明申し上げる。

まず、4ページの多忙化解消について、表の上から3番目の学校事務の共同実施であるが、小中学校の事務職員は基本的に各学校1人ずつ配置されている。事務の共同実施により、事務処理の効率化を図り、ひいては教員の負担軽減に資するため、モデル地域を順次拡大しながら取り組んでまいる。また、次の段以降であるが、特に入試や生徒の学籍管理・成績処理等の事務処理時間の削減を図るため、システム開発に取り組んでまいる。

次に、資料の5ページを御覧願いたい。教職員のメンタルヘルスの確保であるが、表の一番下の段、震災対応に係るメンタルヘルスの調査の実施や、下から4番目であるが、長時間労働に関する健康管理に力をいれていく。

なお、震災対応の健康調査の詳細については、この後の課長報告で御報告申し上げる。

次に、資料の6ページを御覧願いたい。不祥事対策であるが、これまでの発生事例の分析を踏まえ、研修の充実や未然防止対策の強化を図る等の取組を進めてまいる。

資料の7ページを御覧願いたい。

最後に、震災対応であるが、表の上から3段目の学校安全基本指針の作成や各学校への防災主任の配置、 あるいは震災対応の教職員の追加配置等、今回の大震災を踏まえた学校の取組を支援してまいる。

以上,主な事務事業について述べたが,今後も教職員との意見交換会や教育庁内の4つのワーキンググループを継続し,さらに内容を見直し,来年度に最終的な行動計画としていきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

佐々木委員

大変な仕事をシステマチックに行っており、将来が期待されるところである。このスケジュール表を見ると、部分的に行動に移行していると思われるが、その成果あるいは 先生方からの反響や反応等について、現時点で把握しているものがあれば説明願いたい。

理事兼学校運営管理監

資料4ページ以降の中央に「行動時期」というのがあり、「A・B・C」の評価を行っている。「A」は23年度内に既に本格的に実施しているもの、「B」については24年度内に本格的に実施するもの、「C」については、調査・検討を進め、25年度以降に実施するものとなる。

昨年度の震災対応の関係で、我々は学校現場の多忙化を非常に心配しており、例えば、 7ページの真ん中辺りの「震災対応教職員等の配置」のように、子どもたちの心の問題 あるいは学業の問題、学校現場における先生たちの負担が非常に多いことから、教員の 佐 竹 委 員

追加配置や、事務量の増加への対応として、事務職員の追加配置にも取り組んでいる。

4ページの「多忙化解消」の2つ目,「学校事務の共同実施」について,モデル地域の指定・試行・拡大と記載されているが,そのモデル指定は何校で,その拡大の目安はどうなっているか。

総 務 課 長

この部分は総務課の所管である。国のモデル事業として、石巻市で既に先行実施しており、その成果を見ると、これは効果があるものであろうと感じている。教員の多忙化解消という意味合いだけではなく、事務の適正化や人材育成との観点からも効果があると捉えており、来年度は、県北、県南、県央、それぞれ3市町を加えて取り組んでみたいと考えている。また、その成果によるが、25年度以降は、もう少し拡大することも想定している。これは、市町村教育委員会の理解が必要であることから、県が推進するからといって全部が一斉に進むものではないが、そのような取組を通じて、可能であれば、同意のあった市町村において、26年度から事務の共同実施を進めていきたいと考えている。

佐 竹 委 員

石巻地域は全部の学校で実施しているのではなく、それを選択して進めていることに なるのか

総 務 課 長

資料には詳しく記載された箇所はないが、当初は数校程度(10校未満)で始めたが、 2年目は10数校まで順次拡大していった。それを、24年度からは県内の全市教育委 員会に広げようとしており、まだ決定された内容ではないが、そのような方針で進める ものと聞いている。

安倍副参事

今の総務課長の説明に補足する。小・中学校の場合,事務職員は基本的に1人しか置けないという状況にある。先行実施している石巻市では,初年度の22年度は,6校の事務職員が1ヵ所に集まり,他校の事務も一緒に行っていた。また,事務の共同化を実施すると,採用になったばかりの新規事務職員とベテランの事務職員が一緒に仕事をすることとなるため,事務処理のノウハウの吸収やスキルアップも可能となる。あるいは,事務処理量が膨大な学校の事務職員のサポートも行うことができる。さらには,共同実施することにより,委員御指摘の不祥事の防止にも役立つものと捉えている。

石巻市で先行して取り組んだ結果、今年度は14校まで拡大している。また、石巻市教育委員会では全市で実施する方向で検討・努力しており、県としても、学校事務の共同実施地域を増やし、最終的には、全県で共同実施できるよう環境を整えたいと考えている。

佐 竹 委 員

事務処理の効率化と、教員の事務負担が軽減される点については非常に良い傾向にあると思うが、その集約により、事務負担も全て移行してしまうのではないかと心配している。学校事務の共同実施により、事務の負担が緩和されるのか、それとも、あまりにも仕事が増えすぎて、事務職員の人たちがメンタル的に厳しくなるということはないのか。職員同士が相互にケアしていける体制が整っているので問題がないとの認識で受け取っていいものか。

総務課長佐々木委員

委員御指摘のとおりの効果があるものと捉えている。

これまでの職員の不祥事問題の説明を聞いている中で、学校関係の職場を選ばれる方の中には、会計的な処理が苦手あるいは適性がないと思われるような方がいるような印象がある。しかも、その不祥事は、わずかな金額に関して発生している。

そんな金銭の取扱について、全県的にシステマチックに管理・運営できる仕組みを構築していくことも必要であると感じていた。もちろん、学校教育の場で、先生方も経済的な観念とか経営感覚等を学んでいくことは、とても大事なことだと思う。しかし、学校運営という立場に立てば、その場、その場の対応ではなく、システム的に一括処理することが有効である。この機会に、県と市町村を分け隔てることなく、全県的な体制を検討してはどうかと思うがいかがか。

総務課長

まず、県立高校については、事務的な諸課題等の検討委員会を立ち上げ、主に学校事務の部分に関し、その整備を行っているところである。ただし、前提として、各学校はそれぞれ独立しており、基本的な事務処理は同様であっても、その進め方については、それぞれ積み上げてきたものがある。それを統一する場合、県教委から「これでやる」と言って整う部分もあるが、それぞれの方法を活かしつつ「どれが一番いいのか」と考えることも必要であり、そのような議論を検討会等で進めている。

小・中学校の場合は、市町村教育委員会によって処理方法が異なっていたり、さらに その学校によっても違っていたりする実態があることから、事務の共同化等を進める。 共同化した場合は、その処理の一定の標準化、適正化ということが図られていくと思わ れる。その効果を狙うためにも、共同化を進めていきたいと考えている。

青 木 委 員

現場の実務がどのようになっているか把握しきれていない部分があるが、事務処理をシステム化する、グループウェアを作って利用し、業務の標準化またはOA化する方向であると思うので、非常にいいことだと感じる。確かに各学校の進め方に若干の違いがあるのかもしれないが、できるだけ標準化し、統一して処理するほうが、様々なトラブルの防止にも役立つものと思う。相互チェック、電子決裁も導入されているとのことであるため、早急に体制を整備することが必要であると思われる。その中で、確認したいが、「SWAN」というのはどのようなものか。システムの名称であるのか。

義務教育課長

その通りである。学校だけで使用しているシステムの名称が「SWAN (スワン)」である。

佐々木委員

資料5ページの「メンタルヘルス」について、「長時間労働健康管理」との記載があるが、先生方の長時間労働というのは、どのようなことを指しているのか。

福利課長

事務職員には時間外勤務という概念がある。勤務時間外の業務については、上司からの命令を受けて実施し、その勤務した時間に応じて時間外勤務手当が支給される。管理職及び教職員の場合には、時間外勤務手当との概念がない。特に、教員の場合は4%の教職調整額を支給しており、これまでは時間外勤務を報告するといった義務がなかった。

ところが、労働安全衛生法が改正されて、平成18年以降は、学校の教員も労働者であると整理され、勤務時間外に従事した業務時間を把握する必要があると義務付けられた。文部科学省からも通知文書が出され、県教委としても各学校に対し、自己申告制で教員の在校時間を把握することとした。その時間が80時間を超過すると、長時間労働あるいは過重労働となるため、その場合は、労務管理上、内科医の健康診察の受診を制度化していた。そのような労働を長時間労働としている。

なお、先生方は、長年の勤務の中で時間外勤務を報告することが馴染みのない処理であり、なかなか浸透しない状況となっていたことから、24年度以降は、様式及び要領の内容を改正し、先生方の負担にならないよう配慮した上、校長先生に在校時間を報告し、それを管理するシステムを新たに構築することとした。学校側が、どの先生が、どの業務で、どの程度学校に残っていたのかということを把握し、それを把握した上で、逆に業務を縮減する具体の方策を検討することとしている。

佐々木委員福利課長

80時間の単位は何か。

月単位となる。

また、補足となるが、月45時間以上の時間外勤務を3ヶ月連続して行った場合には、産業医や専属の医師の診察を受けることになっている。事務職員や一般企業の職員も同じであるが、そのような労働をした場合、心身に影響が出てくる可能性があることから、制度化されているものである。

佐 竹 委 員

この長時間労働には、部活の顧問として指導等をした時間も入るのか。

福 利 課 長

先生方が勤務した時間を把握しやすいよう、在校時間で捉えることとしている。部活

動の指導等のため、学校内で従事しているのであれば、当然ながら対象時間となる。平成18年頃に、教員の長時間労働の実態を把握するということで、文科省で調査をした時期があり、その調査では、残業時間と持帰り時間を区別していたが、県教委としては、あくまでも在校時間を対象として考えている。

佐 竹 委 員

学校内に留まっている時間を対象とするのであれば、部活動の遠征等により学校の敷地外に出向いた場合はどうなるのか。運動部であれば、練習試合や各種大会等により、遠方に行くことがあり、時間を拘束されている先生方はたくさんいると思うが、それは長時間労働の対応にはならないのか。

福 利 課 長

対外試合等の場合は、校長の了解を得て、遠方に出向いていくことになるため、その 時間は対象となる。

ただし、先生が学校外で自主的に行っている活動や指導については、校長の管理の範囲外となり、その従事時間等はカウントしないこととなる。

委 員 長

「多忙化解消」の震災対応について、被災した県立高校の事務処理に関し、その事務職員は、流失等した備品類の整備や、各担当の先生方と連携・調整を図る等、相当に多忙な業務を処理していると思うが、そのような業務に対し、県教委ではどのような対応をしているのか。

総 務 課 長

県立高校の場合、事務職員の人数が限られており、各学校の職員配置については限界の状態となっている。このため、基本的には緊急雇用創出事業等を活用した臨時職員等を配置することで対応している。委員長御指摘のような事務が増加している学校には、特に多くの臨時職員等を配置し、何とか対応している状況にある。また、そのような臨時職員だけでは対応できない被災地の学校については、県内の他校から協力を得て、事務処理を支援している実態もある。

現在,来年度の人員体制に向けて,特に既存校舎を使えない3校については,定数の配分を考えているところである。その学校については,十分な職員配置であるかは別として,従来よりも多くの事務職員を配置する予定で作業に当たっている。

佐 竹 委 員

資料6ページの「不祥事対策」の中で、上から2番目の「懲戒処分事例の調査分析を踏まえた不祥事発生防止対策」としての「研修の充実」については、どの程度のスパンで、どんな内容で実施するのか。また、「指導対象職員の重点化」においては、指導対象職員をどのように選択していくのか説明願いたい。

教職員課長

6ページに「分析結果を基に」と記載しているように、現在、分析をしているところであり、過去の不祥事の分析の結果、どの年代に不祥事が多いかが現れてくる。その結果から、例えば、この年代には、こういうところに注意する必要があるとの傾向が明らかになれば、研修体系の中で経験年数ごとに実施している研修の内容に反映させてまいりたい。具体的には、5年経験者研修、10年経験者研修、20年経験者研修といった研修の中で、その注意点に関する研修を充実させていく。また、法令上の知識はもちろんであるが、過去の事例を踏まえ、より具体的なものを研修内容に取り入れる等、研修内容の充実を図ってまいりたいと考えている。

(2) 登米地区統合校の校名案及び開校準備の状況について

(説明者:教育長)

登米地区統合校の校名案及び開校準備の状況について、御報告申し上げる。

資料は、1ページから3ページとなる。

資料の1ページを御覧願いたい。まず、「I 校名案について」であるが、登米地区において、上沼高等学校、米山高等学校、米谷工業高等学校、登米高等学校商業科を再編統合して、現在の上沼高等学校の校地内に平成27年4月に開校する予定の統合校の校名について検討を進めてきたが、関係校の保護者、同窓会、地元関係者、教職員で構成する校名等選考委員会からの意見を踏まえ、県立学校校名選定委員会に

おいて検討した結果,新しい校名案として「宮城県登米総合産業高等学校」を選定した。選定理由であるが,「登米(とめ)」は学校の所在地たる登米市を表しており,また,「総合産業」については,生徒が,農業,工業,商業,福祉等の特定の専門学科に所属しながら一定の範囲内で他の学科の内容も学習できる今回の統合校の特色を端的に分かりやすく示している。登米市内の高校を統合し,生徒達の新たな学びの場として開校する高校に,ふさわしい名称である判断したものである。

この新しい校名案については、開校前年度までの議会において議決を受けた後、正式な校名として決定することとなるが、その決定に至るまでの間は、校名案に「(仮称)」を付し、様々な場面で使用していくこととなる。

なお、「開校準備の状況について」については、高校教育課長から御説明申し上げる。

(説明者:高校教育課長)

「Ⅱ 開校準備の状況について」、御説明申し上げる。

資料の2ページを御覧願いたい。現在、平成27年4月の開校を目指して、「1 準備会議等の設置状況」にある各会議において、各校の規程等の摺り合わせや統合校の具体的な教育内容の検討等、実務的な調整を進めている。次に、「2 今年度の検討状況」についてであるが、「(2)統合関係校連絡調整会議」では、平成25年度及び26年度に、上沼高校、米山高校、米谷工業高校へ入学する生徒は、開校時に新統合校の2年生、3年生となることから、平成25年度の入学生から制服を統一することとし、現在選定に向けて準備を進めているところである。また、「(3)教育内容検討会議」においては、新設校の各学科のねらいや教育課程の原案を作成している。

今後,その調整を平成24年度までに終え,開校2年前の平成25年度には開設準備組織を立ち上げ, 最終調整を行うスケジュールで作業を進めている。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

佐々木委員

私は地理的な状況が十分に分からないが,この地域の人たちが通う範囲にある高校の 普通科は,何校程あるのか。

高校教育課長佐々木委員

普通科高校については、佐沼高校と登米高校の普通科がある。

登米高校には商業科があるが、その商業科に在籍している生徒が、新しい統合高校に 移動することになるのか。

高校教育課長

現在,商業科に在籍している登米高校商業科に入学した生徒については,卒業まで同 科の生徒として進んでいく。新設校の商業科には,新たに募集を行い,商業科1年生と して入学することとなる。

佐々木委員

その学科の組み方について、いろいろ将来的な展望等を検討した上で統合することになると思われるが、1つの学校の中に商業科や工業科が混在する学校、普通科だけの学校、そのような形を目指しての統合方針なのか。つまり、職業専門学科は統合する。普通科高校との併存ではなく、それぞれを独立させて集約するような方針に基づく方針であるのか。

高校教育課長委員長

専門高校については、委員御指摘の通りの集約化を図っていく方針である。

総合産業高校となり、農業、工業、商業、福祉の学科があるが、各学年の生徒数やクラス数をある程度確保できないと、教員の配置も難しいのではないか。今後、教育内容検討会議等により教育内容について検討され、教員の配置を決めていくことになると思うが、それが少ないと、教員の配置が大丈夫であるか心配となるがいかがか。

高校教育課長

クラス数であるが、農業1,工業3,商業1,福祉1の計6学級となる。1学年6クラスとなり、いわゆる専門高校としては大きな学校になると考えており、それに見合った教員数を確保し、その教育に当たっていくこととなる。

佐々木委員

入学前は中学生、卒業時には18歳の青少年となるが、生徒は多感な時期であり、考え方や能力が変化するものと思う。職業系専門学科ということで、自分の将来について、例えば進学を目指したい、上級学校に進学したいとの考えが芽生えた時には、高専のよ

うな形態で学ぶことができるのか。それとも,進学を目指した際には,大学に行けるような教育内容で提供できるような準備があるのか。

高校教育課長

進路については、生徒それぞれの希望があり、進学をする場合は、大学を含めた上級 学校への進学も視野に入れて指導していけるような教育内容にしたいと考えている。

佐々木委員

学校のカリキュラムの中に, 例えば共通一次試験を受験する場合に必要なカリキュラムも組み込まれているとのことか。

高校教育課長 佐 竹 委 員

基本的には、そのようなカリキュラムを組む予定としている。

農業,工業,商業,福祉という学科があり,農業科から福祉科に移行したいとのケースが出た場合,どのようなシステムとなるのか。また一から再入学し、次の学科に入るのか、それとも編入する形で違う学科に進むことが可能なのか。

高校教育課長

自分の属する学科以外の内容も学べるように、2年時から他学科の科目を一部履修できるシステムの導入と、併せて、2年時から3年時にかけての総合的な課題研究として、各学科の生徒が1つのテーマのもと、地域と一体となって課題研究をするカリキュラムを考えている。それにより、生徒と学科のミスマッチを防げるのではないかと思っており、そのようなケースについては、学校と相談しながら対応できるようにしたいと考えている。

佐 竹 委 員

そのような計画であれば、生徒の学びに対する間口が広くなるものと思う。とても素晴らしいシステムであると思う。

委 員 長

この登米総合産業高校学校だけの問題ではないが,

この統合高校は、農業1、工業3、商業1、福祉1の学科で開校することになっているが、ある程度の年数が経過した際に、社会情勢の変化や生徒の要求する学科の変更等については、当然ながら想定されるものと思う。その際の対応として、例えば、工業科が2クラスに減少し、福祉科を2クラスに増やすことが可能であるのか。現在の県立高校の在り方や決め方の中では難しいものと思う。臨機応変との言葉が適当か分からないが、何年もかけずに、ある程度早いスパンで学科の編成を改正することが可能であるのか。

高校教育課長

学科の改編は、長期のスパンで行われてきた経緯がある。高校教育課としては、ある一定の累計的な編成、つまり、教育課程の編成やコース制の導入について、教育企画室とタイアップして、将来構想の実施計画の中に盛り込むことが考えられる。そのような大掛かりな、時代のニーズにマッチングした学科改編については、順次検討はされていくものであろうと思う。

(3) 武道必修化にともなう柔道の授業実施延期を求める請願への対応について

(説明者:教育長)

本年2月22日付けで「民主教育を進める宮城の会」から提出された請願に関し、その内容及び対応について、御報告申し上げる。

資料は、4ページ及び別冊となる。

この請願の内容としては、本年4月からの学習指導要領の改訂に伴い、中学校で武道が必修とされることについて、武道とりわけ柔道に対する不安が広がっていることから、子どもたちの命を預かっている学校として、子どもの安全を確保するための条件整備がなされるまで柔道授業実施を延期することを求めるものである。

中学校における柔道の授業については、今回初めて導入されるものではなく、既に多くの学校が選択種目として、安全に配慮しながら、長年にわたって実施しているところである。武道の必修化については、平成18年度の教育基本法改正において、教育の目標に我が国の伝統と文化の尊重が掲げられたことを受け、平成24年度に全面実施となる学習指導要領に盛り込まれたものであり、武道必修化の意義について、礼に代表される伝統的な考え方等を理解することや、相手を尊重する態度が育まれることへの期待が示さ

れている。また、この度の武道の必修化を踏まえ、3月9日付けで、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、お手元に配付している別冊「柔道の授業に関する指導資料」が発出されており、その中では種目の特性に十分配慮し、生徒の体力等の実態に応じた無理のない段階的な指導内容とすることとされている。

県教育委員会としては、武道必修化に向けて、これまで教員対象の研修会の回数を増やして実施してきているところであるが、今般の文部科学省の指導資料を速やかに各市町村教育委員会に周知することに加え、今後さらに研修の回数を増やすとともに、地域の外部指導者の活用を促進する等して、一層の安全面の配慮を学校現場に促してまいりたいと考えている。

請願者に対しては、ただいま御説明申し上げた内容で回答することとしている。 本件については、以上のとおりである。

(質疑)

佐々木委員

私は柔道がとても好きであり、また、武道を通しての礼儀作法や規律、スポーツ精神 の習得等に関する期待感を持っている。

しかし、この請願書によると、28年間で114人もの子どもたちが命を亡くしている。これは本当なのか。この数値が事実であるとすれば、武道必修化に両手を挙げて賛成できるものではないと思う。平均すれば1年間で4人、相当の数である。単純計算であるが、数ヶ月に一人は、この必修化に伴い子どもたちが命を亡くしてしまうこととなる。これは学校の授業中に発生した事故による数値であるのか、あるいは柔道というスポーツの中で命を亡くした数値であるのか。大好きな素晴らしいスポーツである柔道が、子どもたちの不安の原因になってしまうことが心配であり、そこは十分慎重に対応して頂きたい。

柔道は長い訓練によるしっかりとした受け身と、スポーツ精神に基づく攻め方等があって、美しく、素晴らしい武道になるのだと思う。素晴らしい柔道が、この必修化に伴い、逆に傷つくことのないよう十二分な対応を図ってほしい。たった1つの事故が発生してもいけない、そんな強い決意で対応してほしい。学校の授業に取り入れるのであれば、そういう決意で対応して頂きたい。

スポーツ健康課長

柔道の必修化に関しては、いろいろな御心配があることは承知している。柔道の死者 1 1 4人については、先般の新聞報道にもあったように、統計の結果であるが、学校の 授業中に発生した事例は、全国的に見ても極めて少なくなっている。宮城県の例では、 平成 1 4年から 1 0年間の統計データによると、県教委に報告のあった事故は 8 件であった。そのうち死亡事故は 2 件である。 1 件は授業中、もう 1 件は部活動中に発生したものである。授業中の事故については、生徒同士の練習試合をしていた場面で発生し、相手に大外刈りをかけられ、倒されたものであった。その生徒は、倒された時点では頭を打っておらず、何の症状も出ていなかったが、その後、生徒本人の「トイレに行きたい」との申出を通常の生理現象との判断から許可したところ、廊下で仰向けに倒れ、急性心不全で亡くなったものであった。そのように、死亡事故には、その場ですぐに事象として表れるケース以外のものも含まれている。

また、柔道を授業に取り入れる意義について、スポーツは瞬間的に体に接触することが多いが、柔道に関しては、長い時間の身体の接触が避けられない特殊な競技である。 それゆえ、自分が、どの程度、どの方向に力を入れれば相手に対して力や痛みが伝わるのかを、身をもって知ることができる競技でもある。そのようなことを体験することで、相手の痛みを理解し、尊重する心を養うことができるものと考えている。

さらに、剣道であれば竹刀で相手をたたく、相撲であれば土俵に投げる等、武道は痛みを伴うことが必然的となる。指導する教師と生徒の間において、危険であるということを承知しながら、それを回避するとの共通認識を持って臨めば、事故は限りなくゼロに近づくような指導ができるものと考えている。

佐々木委員

スポーツの専門家ではないが、柔道で使う力は、単に力の足し算ではないと思う。使 う方向や瞬発力、相手の力を利用した力、これは思いがけない力が発生し、単に押すだ けでは得られないような大きな力となる。それは長い訓練の中、あるいは練習の中で習 得する技術であり、学校の授業という大人数の中で行った場合、子どもたちの意図しな い想定外の力が発生してしまうことがあり得る。そこから事故につながる可能性があ り、授業で実施する場合は十分に注意する必要がある。

宮城県の件数として死亡事故2件との説明があったが、例えば水泳の授業中に命を落とした子どもたちが何人いるのか。水泳と柔道を比較することは難しいとは思うが、これまでの柔道で亡くなった事例を考えると、やはり危険性のあるスポーツとの認識を持って、対応する必要があると思う。安易との表現は語弊があるかもしれないが、全ての子どもたちに対し、安易に柔道の必修化として授業が実施された場合、子どもたちにとっての柔道の存在が高いハードルとならないか心配であり、仮にそう受け止められた場合にはとても残念であると思う。重ねてのお願いとなるが、武道必修化の実施について、対応の再考と、仮に実施する場合は慎重に進めて頂くようお願いする。

スポーツ健康課長

生徒にかかるリスクをゼロにするよう努めることが、教師の責任であり、責務である。 学校現場では、そのような強い意識を持って、指導に当たることが重要であると考えている。 県教委としては、武道必修化に向けた研修等を積み重ねており、十分に意を配して指導に当たるよう、今後も研修等の機会を通じて現場に周知・浸透するよう努めてまいる。

委 員 長

武道の必修化で柔道を取り入れる。これは競技としての柔道を取り込むものではないと認識している。武道としての柔道を実施するのであり、武道の精神論や礼儀作法について、段階を踏んで学んでいくのであると思う。過去の事例では、授業の前後の時間等の先生の目が行き届かない時間帯に、柔道着を着た生徒たちが、はしゃいだり、悪ふざけした際に事故が発生している。その部分に関し、現場の先生方が十分に留意した上で実施することとなれば、先ほどの教育長の説明にあった回答内容で問題はないと思われるがいかがか。

佐々木委員

競技のない武道はあり得ないものと考えている。そもそも武道は、競技をやることが 基本であり、そのために鍛錬する。競技が目標でなければ、それは武道ではないとも言 える。武道を行う上で、競技を前提にしていないとすれば、その方針に違和感を持って しまう。

髙橋教育次長

文部科学省が作成した別冊資料を御覧願いたい。

先ほど説明申し上げたように,安全に十分配慮して実施することとして,この冊子に はいろいろな注意事項が示されている。

3ページを御覧願いたい。先ほど教育長から説明した武道必修化の意義及び目的が示されている。また、中学校における柔道事故の状況と留意すべき点や、実際に文部科学省に報告された事故の件数、文部科学省に報告のあった柔道の死亡事故に対する見舞金の支給件数等が記載されている。また、先ほど佐々木委員から御指摘のあった請願書の数値は、大学の先生による研究の統計数値である。

4ページには、柔道を含む各種競技における死亡事故等の件数が授業と部活動に区分されており、各競技のリスクの違いや現状を把握することができる。

5ページからは、先ほど委員長から御指摘のあった、授業における礼法や基本的な受け身に重点を置くこと等について、練習環境の事前の安全確認や、6ページの外部指導者の協力に関する内容、7ページとなるが指導計画の策定等が示されている。最初から競技を前提とした授業というより、まずは、武道の意義をしっかり学ぶことに重きを置いているものである。

また、9ページ以降には、実際の授業の中では体調に注意すること、多くの生徒が初

心者であることを踏まえた段階的な指導を行うこと、10ページには、頭を打たない、 打たせないための受け身の練習をしっかりと行うこと等、あくまでも段階を踏んで、3 年間で計画的に行うこととおり、安全に十分に配慮した上で授業を進めるように、改め て通知されているところである。

これらを身につけ、最終的に競技を行うまでの指導が行えれば、一番良い結果となるが、それを最初から目指して取り組ませるものではなく、生徒の実態に応じ、段階的に指導することとして、文部科学省から通知が出された。各学校現場に対しては、改めてこの通知の内容を周知・徹底し、安全に十分配慮しながら進めていくこととしている。

佐々木委員

私は本当に柔道が好きであり、柔道の授業を実施することに反対であるとか、柔道が嫌いとの意見ではないことを申し上げたい。子どもたちが、柔道が嫌いになる、あるいは柔道に対するイメージが悪くなることがないように心から願っているものである。また、柔道に向かない、あるいは好きではない子どもたちにも十分配慮し、慎重に対応して頂きたい。

(4) 宮城県社会教育委員の会議意見書について

(説明者:教育長)

第31次宮城県社会教育委員の会議意見書について, 御説明申し上げる。

資料は、5ページから6ページ及び別冊「意見書」となる。

宮城県社会教育委員は、宮城県社会教育委員の設置に関する条例に基づき設置され、社会教育に関し、教育委員会に意見を述べるものであり、本年2月29日に社会教育委員の会議の議長である水谷 修 東北学院大学教授から意見書が提出されたものである。この意見書では、「家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくり」をテーマに御提言頂いたところである。

資料の5ページを御覧願いたい。「2 趣旨」であるが、本県が平成17年から取り組んでいる協働教育の実践について調査・分析し、その視点から見た地域の教育力の再構築に向けた課題と方策を整理され、今後の県内の社会教育施策に係る方向性を提言されたものである。

次に、「3 意見書の構成と概要」であるが、「I 地域全体の教育力の現状について」、「II 協働という視点から地域の教育力が生かされた事例」、「III 協働の視点から地域全体の教育力の再構築に向けた課題と今後の方策」の3章で構成されている。Iの「地域全体の教育力の現状について」では、地域全体の教育力の現状、協働教育の取組の現状から、その成果に触れられている。また、東日本大震災の影響により地域全体の教育力の低下が見られる中で、家庭、地域、学校が協働し、相互に連携・協力しながら地域全体で子どもを育てていくことの必要性についても述べられている。IIの「協働という視点から地域の教育力が生かされた事例」については、委員が直接5市町、これは仙台市、栗原市、名取市、川崎町、山元町に出向き、協働教育の取組について聴き取り調査し、考察を行ったものである。

資料の6ページを御覧願いたい。IIIの「協働の視点から見た地域全体の教育力の再構築に向けた課題と今後の方策」では、IIIの「3 事例からの考察」を踏まえ、6項目に整理されている。「1 協働のあり方」では、子どもは、地域から守られ・育まれることだけではなく、地域社会の一員との視点からの環境づくりが必要とされ、「2 協働の組織の確立」では、しっかりとした協働の組織を設けること、組織の設置場所等を検討することの必要性を述べられている。「3 コーディネーターの発掘・養成・配置」では、協働の理念や目的を理解し、調整等のスキルをもったコーディネーターの配置が欠かせないことから、コーディネーターの発掘・養成の重要性、研修の実施、人材活用やコーディネーター間の連携などの方策について提言されている。「4 情報交換の場・機会」では、多様な機関や団体が協働で活動するため、情報交換や交流したりする環境を整えることの必要性について、「5 多様な主体を巻き込む協働の推進」では、あまり関わりを作ってこなかった機関や団体、例えば企業等とも連携・協働を図り、取組に必要な資源を増やしたり、新たな活動を作り出したりすることの必要性について、さらに、「6 行政による支えの継続と県民運動の展開」では、取組が継続・発展するには、行政による下支えが重要であり、市町村教育委員会の基本方針等に協働教育を位置付けることや予算面での支援の重要性について提言されている。

この提言を受けた今後の方向性としては、協働教育の重要性を踏まえた上で、地域の教育力の再構築に向け、地域づくりや人材育成を中心とした施策の充実を図ってまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

質 疑)

委 員 長

この冊子のテーマ「家庭・地域・学校が連携・協働して」の中に「連携」と表記されているが、この「連携」は、「協働」の中に包括されるものであり、表記する必要がなかったのではないかと思う。協働教育が開始するまでは、「連携・協力」との表記が一般的であったが、その表記では、学校を中心とした各種の活動が定着せず、地域を巻き込んで活動していく際に、根付きにくい状況であった。そのため、「協働」と表記することになったと思う。学校、地域、家庭、行政が一緒に協働し、子どもたちを育てる環境を構築していくことが必要であり、そこに企業も含めて一緒に推進していく。それが協働教育であると思う。

青 木 委 員

「協働」の意味の中に「連携」の意味合いが含まれているとの理解となるのではないか。

教 育 長

委員長から、かつての経緯について御教示頂いたが、この意見書では、連携と協働は同じような言葉を重ねて使うことで、伝えたい意味をより強調する形で表記しているものと思う。これまでの議論の経緯からすれば、あえて「連携」という言葉は必要なく、「協働」の中に含まれるとすれば、その通りであると思われる。今後、この冊子を踏まえ、具体的な施策展開をする際に、委員長の御意見を活かしてまいりたい。

委 員 長

6ページの最後、Ⅲの6「行政による支えの継続と県民運動の展開」について、協働教育を推進している県内の各中学校区や小学校区の取組を見ると、平成17年からスタートした各市町村教育委員会の基本方針に、「協働教育」が浸透し始めていると思う。これまでは、県の財政的な支援が2年ないし3年、あるいは文部科学省からの学校支援地域本部事業の予算が措置されていたが、その後、支援されるモデル事業等が終了すると、協働教育に関する得取組自体が途絶えてしまっていた。その財政的な援助が終了しても、それぞれの市や町で予算を措置し、少ない予算ながらも推進する仕組みが根付いてきている。協働教育の施策等については、初めて継続的な展開があるものと感じており、さらに推進してほしいと思う。

佐 竹 委 員

家庭・地域・学校が協働して教育を展開することについて、素晴らしい取組であると思う。社会教育委員の会議だけではなく、ぜひ「学ぶ土台づくり」と結びついた施策の展開や、家庭教育学級、生涯学習等とも協働して進めてほしい。単独の取組として進めるよりも、みんなで一つの方向に向かって推進すること、浸透させることが必要である。まずは、この会議意見書案の考え方をベースとした協働教育を推進して頂き、全体の協働のもと、子どもたちの将来を見据えた施策等を展開できるシステム作りが必要であると思う。

教 育 長

我々の行政の組織は、所管事項によって担当する課室に分かれている。今回の意見書については、生涯学習課所管になるが、委員から御指摘があったように、この事業の内容は、例えば「学ぶ土台づくり」、「志教育」にも大いに関連することとなる。そういった施策等を組み合わせ、複合的・重層的に展開していくことによって、より高い効果が期待できると思う。そのような視点を意識しながら協働教育を推進していきたい。

委 員 長

今後、家庭・地域住民・学校の随所において、「連携」から「協働」という言葉に置き換え、それが定着していくことに期待する。

9 専決処分報告

(1) 第335回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者:教育長)

第335回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げる。

資料は、1ページから7ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月22日付けで追加提出分、3月2日付けで第3次追加提出分について、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、それぞれ2月22日及び3月2日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、予算議案についてであるが、4ページの「第335回宮城県議会(追加提出分)提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として、8、692、614千円を増額計上している。「2 主な補正内容」のうち、増額分については、国の第三次補正予算の成立に伴い、平成26年度まで延長となった東日本大震災の被災児童生徒等の就学支援等に要する経費として高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金を追加積立する費用として、14、432、436千円を計上している。減額分については、教職員の給与等支給見込額の確定に伴う人件費の減額、県立学校校舎大規模改造事業等の各種事業執行額等の確定に伴う減額である。そのほか、多くの事務事業で事業の見直しを行ったことによるものや縮減等に努めた結果、予算に残額が生じたものである。債務負担行為については、4ページ下段に記載のとおり、県立高等学校の仮設校舎の賃借等について、それぞれ必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、5ページの「第335回宮城県議会(第3次追加提出分)提出予算議案の概要」を御覧願いたい。 平成23年度2月補正予算案の「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として、1、687、820千円を増額計上している。「2 主な補正内容」としては、国の東日本大震災復興交付金事業である幼稚園等の複合化・多機能化推進事業について、実施市町村に対する補助が県を経由しての間接補助となることから、それらに要する経費として、210、149千円を計上している。そのほか、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金へさらに追加で積み立てる費用として、1、477、671千円を計上している。次に、「3 繰越事業」であるが、通常事業及び東日本大震災復旧事業として、13件の事業について、それぞれ所要の額を計上している。繰越の主な要因としては、東日本大震災の影響により事業の着手が遅延または中断する等、不測の日数を要したこと等によるものである。

次に、6ページを御覧願いたい。「平成24年度補正予算案」の「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として、271、898千円を増額計上している。「2 主な補正内容」としては、国の東日本大震災復興交付金事業として、震災に係る個人住宅等の建設や復興事業に伴う埋蔵文化財の調査等に要する経費として、135、238千円を計上している。

次に、7ページを御覧ください。「予算外議案の概要」であるが、議第84号議案「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例」については、国で定める「高校生修学支援基金事業実施要領」の改正に伴い、設置目的として私立学校等の安定的かつ継続的な教育環境の整備を追加するほか、失効期日を延長しようとするもの、議第88号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」については、塩釜高等学校で発生した雨水の流出による事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) (質疑なし)

10 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 宮城県教育委員会教育長の任命について

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 教育功績者表彰について

第5号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について)

第6号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

第7号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第8号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

委 員 長

議事の第1号議案から第3号議案及び第5号議案から第8号議案については、非開示情報が含まれていることから、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については、秘密会とする。

なお, 秘密会とする審議等については, 次回教育委員会の開催日程決定後に行うこと としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

11 議事(秘密会以外)

第4号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者:教育長)

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、御説明申し上げる。

資料は、13ページから17ページとなる。

資料の14ページを御覧願いたい。今回の改正の1点目であるが、県立高等学校の再編計画に基づき、仙台第一高等学校通信制課程を独立させ、新たに通信制独立高等学校として「美田園高等学校」を本年4月1日に開設することから、第26条に定める表の改正を行おうとするものである。

次に2点目であるが、宮城野原公園総合運動場及び第二総合運動場については、それぞれ別個に指定管理者の指定を行っているところであり、併せて平成24年度から指定管理者が変更となることから、第41条の別表第3について、所要の改正を行おうとするものである。

なお、宮城野原公園総合運動場のうち宮城球場及び周辺駐車場については、都市公園法等に基づき株式会社楽天野球団に対して管理許可等をしている実態に即し、指定管理の対象施設から除くこととするものである。この規則の施行日については、本年4月1日としている。

なお、この改正に係る新旧対照表については、資料 15ページから 17ページに記載のとおりとなる。 よろしく御審議のほどお願い申し上げる。

(質疑) (質疑なし)

委 員 長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

12 課長報告等

(1)宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン(平成24年度改訂版)(案)について

(説明者:教育企画室長)

宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン(平成24年度改訂版)(案)について御説明申し上げる。

資料は、1ページの概要版(A3判)と、別冊「宮城県教育振興基本計画第1期アクションプラン(平成24年度改訂版)(案)」となる。本日は、主にA3判の概要版により御説明申し上げる。

まず、そもそもの教育振興基本計画であるが、「1 主なポイント」に記載のとおり、平成22年度から平成31年度までの10か年を計画期間として、平成22年3月に策定した。この教育振興基本計画を着実に推進していくため、主に県教育委員会が執行する事業等を取りまとめたアクションプランを、毎年度、予算編成時期に併せて策定し、その後、事業の進捗状況等を把握する等、PDCAサイクルに基づき進行管理することとしているものである。

本日お示ししているアクションプランについては、平成24年度の当初予算と関連しており、現在開会中の2月議会の議決を経て確定となるため、現段階では案としている。

「1 主なポイント」の二つ目、三つ目の丸印を御覧願いたい。平成24年度改訂版の特徴についてまとめている。平成24年度改訂版については、県全体の総合計画である「宮城の将来ビジョン」のほか、平成23年10月に策定された「宮城県震災復興計画」との一体性に配慮するとともに、学識経験者等の

有識者からなる宮城県教育復興懇話会からの「東日本大震災からの教育の復興に向けての提言」の趣旨を 反映している。

「2 主要事業概要」であるが、基本方向1から基本方向6まで主な施策を記載しているが、これは、教育振興基本計画で示した6つの基本方向と同一の内容となり、それぞれ県教育委員会の代表的な事業、取組を記載している。この6つの基本方向に基づく個別の事業については、総事業数が345ほどとなり、教育振興基本計画を推進していくためのアクションプランに整理されることとなる。具体の内容については、別冊資料の5ページを御覧願いたい。5ページの一番上に「基本方針1」として「学ぶ力と自立する力の育成」があり、これが教育振興基本計画の6つの基本方向の一つに該当する。その構成事業としては、6ページの表の「志教育支援事業」から羅列されているとおりである。概要版の資料にお戻り願いたい。ただ今説明した内容が2の(1)の部分であり、アクションプランの掲載事業として総数345事業となり、そのうち平成24年度の新規事業としては21事業を計上していることとなる。

なお、この掲載事業の内訳であるが、(1)の下に記載している①から③の3種類となる。宮城の将来ビジョンにつながるビジョン推進事業が102事業、宮城県震災復興計画につながる震災復興推進事業が、ビジョン推進事業と重複している43事業を加えると98事業、教育振興基本計画だけに位置づけられる独自の事業が188事業となる。

次に、(2)の平成24年度当初予算額であるが、全体で45、883、166千円となっている。震災 復興関連事業も上乗せされ、大幅な増額となる。

平成24年度の事業については、以上のように、震災復興関連事業が、新たに教育振興基本計画のアクションプランにも盛り込まれることとなった。復興元年ということもあり、東日本大震災からの復興に向けた事業を重点的に展開していくこととしており、震災で被害を受けた学校施設等の復旧や、被災した児童生徒等の心のケアや就学支援、防災教育や震災経験を踏まえた志教育の推進等、安心して学べる教育環境の確保に力を入れて取り組んで行きたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

佐々木委員

綿密に構成されている素晴らしい教育計画であると思う。この計画が実現できるよう に施策・取組の推進に努めてほしい。

教育企画室長

PDCAサイクルを説明したが、その実施結果については、次年度以降に点検・評価を行うこととなる。直近では、昨年11月に、平成22年度の実施状況に係る点検・評価ついて、この教育委員会に提案している。今後も、このアクションプランに基づき実施した事業の点検・評価について、然るべき時期に提案していくこととしている。

佐 竹 委 員

多くのプランがあるが、全ての事業を実施できるものではないと思う。優先される事業、あるいは重点的な事業を選択して実施していくこととなるのか。

教育企画室長

各事業は、予算措置されていることから、基本的には実施する前提で取り組んでいる。 その事業に取り組んだ結果として点検・評価を実施することとなる。点検・評価につい ては、その指標となる目標数値を設定しており、事業に取り組んだ結果、その目標にど れだけ近づいたか、あるいは乖離しているか、その点を点検・評価して頂くこととなる。

委 員 長

れたり近づいたが、めるいは乖離しているが、その点を点機・評価して頂くこととなる。 このプランには多くの事業がある。例えば、新規事業の「防災主任配置事業」は教職 員課が担当しているが、その制度設計は教職員課で行えるが、学校現場において、その 役割が機能しているか、担当課では判断が付かないこともあると思われる。結果として、 学校以外のチェック機能、例えば生涯学習課所管の地域を含めた形で確認する必要があ るのではないか。点検・評価を行う際に、一方では「配置した」として目標を達成した ことになるが、他方では、本来果たすべき役割が機能しているか追跡して確認する必要 があると思う。事業を実施しただけの結果に留まることなく、根幹となる本来の目的の 部分について、担当課の枠を越えて点検・評価していく必要があると思うがいかがか。

教育企画室長

例示された防災主任については,所管課が教職員課になる。基本的には,教職員課が, 実際にどのような実績となったか評価することになる。ただし,委員長から御指摘のあ った,地域に対しての効果が成果として現れているかの確認については,非常に重要な 視点である。点検・評価に当たっては,本来の事業目的に対する成果及び実績が,どこ まで達成できたかを確認できる仕組みの構築が必要であると考えている。

(2) 宮城県学力向上推進プログラム(改訂版)の策定について

(説明者:教育企画室長)

宮城県学力向上推進プログラムの改訂版の策定について、御報告申し上げる。

資料は、2ページから3ページのプログラム(改訂版)の概要版と別冊の「宮城県学力向上推進プログラム(改訂版)」の2種類となる。本日は、主に概要版の資料により御説明申し上げる。

始めに、「1 プログラム改訂の趣旨」、つまり、何故、このプログラムを改訂することになったのかとの内容である。まず一番上の丸印、これが今回の改訂版策定の大きな契機となったものである。このプログラムは、平成17年に計画期間を10年間と定め策定したものであるが、その後、「みやぎの将来ビジョン」、「教育振興基本計画」等、県政運営の中長期的な基本指針や教育分野の総合計画が、平成19年、平成22年にそれぞれ策定され、新たな指針や方向付けがなされることとなった。その指針や計画にも学力関連に係る目標指標を設定したところであるが、その対象は、従前の学力向上推進プログラムにおける目標指標と異なることとなった。具体には、この資料の下に「(1)学力向上の目標」の表があるが、改訂前は、小学校5年生及び中学校2年生における目標設定となっており、目標とする指標の連続性が確保されない等といった状況が生じたこともあり、ただ今述べた「将来ビジョン」や「教育振興基本計画」で定めた目標との整合性を図るため、今回、改訂することとしたものである。

改訂を行うこととなった端緒は、ただ今述べたとおりであるが、二つ目の丸印に記載しているとおり、 震災の発生もあり、確かな学力の定着は、一層、重要な課第となっている。また、三つ目の丸印でも触れ ているように、学校現場における学力向上に向けた目標の設定も大変大事なものと捉えている。このため、 改訂版の中では、目標設定の重要性を学校現場に理解して頂くために、目標設定の必要性をきめ細かく説 明している。

次に,「2の計画期間」であるが,将来ビジョンの最終目標年度との整合性を勘案し,平成28年度まで,つまり,従前のプログラムで設定した計画期間よりも2年間延長した期間設定とした。

続いて、「3 改訂版の特徴」についてであるが、理念や方向性は大きく変えることなく、前のプログラムを引き継ぐことを基本とし、特徴としては、アンダーラインで示した4点を挙げている。

まず、将来ビジョン、教育振興基本計画における目標と同一のものである。ただ、最終目標年次についてのみ、これらの計画期間の最終年次となる平成28年度とした。

裏面を御覧願いたい。二つ目としては、(2)にまとめている学力向上対策の3つの柱である。この三点の基本的方向は、従前のプログラムの取組を踏襲したものである。三つ目としては、(3)の目標設定の考え方であるが、各学校における学力向上に係る目標設定や可視化の必要性について、さらにはその方法等について、より詳しく明示することとした。

そして,四つ目として,(4)の目標達成に向けた特徴的な実践例,つまり,学校現場で学力向上の目標設定や課題解決に向けた取組の参考として,幅広く活用してもらえるよう取組事例を紹介している。

最後,4の推進に向けた取組である。県教育委員会,県立高校,市町村教育委員会等において取り組んでいくべき内容や役割等をまとめている。

なお,このプログラムの取りまとめに当たっては,より活用の幅を拡げたいとの思いから,市町村教育委員会に直接出向き,このプログラムに対する意見聴取を行い,必要に応じてこの内容に反映させてきた。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) 佐 竹 委 員

2ページの3の(1)「学力向上の目標」について、「高等学校における目標」のうち「授業が分かると答える生徒の割合」が50%とあるが、現在は何%であるか。

教育企画室長

関連する部分であるので、小学校及び中学校の目標について、8ページを御覧願いたい。プログラム、将来ビジョン、教育振興基本計画等の目標を記載しており、それを図

示化,可視化したものが下のグラフとなる。例えば,小学校の一番左側,「全国学力・ 学習状況調査における全国平均正答率とのかい離」のグラフでは,左側の濃い網掛けが 実績,同じグラフの右端が目標としている。全体として,概ね目標に向かって改善傾向 にある。

先ほど佐竹委員御指摘の高校については、9ページを御覧願いたい。「授業が分かると答える生徒の割合」は、4つのグラフのうち左上のグラフとなる。目標は50%であるが、平成23年度の実績では45.0%と若干下回っている。

佐 竹 委 員

平成19年からの実績の推移を見ると、若干の上昇下降はあるとしても、概ね上昇傾向にあるように見える。

教育企画室長

県の施策の展開もあるが、それ以上に学校現場での努力が見られる。このプログラムの後半には、小・中・高の参考となるような取組を記載している。その取組が、功を奏し、ある一定の成果が上がっているものと思われる。別冊資料の18ページ以降に、小学校分野について具体的に記載しているが、授業改善のための取組として、大崎市内の小学校の事例、次のページには、石巻市立小学校の事例も紹介しており、そのような参考となる取組が展開されていることもあり、成果に反映されているものと思われる。このプログラムの今後の活用としては、モデル事例をさらに掲載することとし、その事例を県内の各学校に周知することにより、同様の取組を積極的に実施していくこととしている。

委 員 長

学力向上の目標値や学校の取組について、保護者の方々に浸透しているのか。この学力向上の目標達成に関しては、保護者の理解のもと、家庭での学習が必要不可欠であると思う。特に、小・中学校の学力向上については、市町村教委の理解のもと、積極的に進める必要があるが、それが進んでいるのか心配である。小学校で80%との数値は県全体の平均であると思うが、そのレベルの底上げを図るためには、保護者に対する十分な周知徹底が必要であり、どのように進めているか説明願いたい。

教育企画室長

このプログラムの策定に係る県教委の考えとしては、先ほど御覧頂いた8~9ページの資料に記載したデータのように、各学校がどのような目標を立てるかが一番重要なポイントとなる。

別冊資料13ページを御覧願いたい。今回、このプログラムの策定に当たり意を注いたのは、学校ごとに目標を立てることが重要であるとして、目標設定をした上で、なるべく可視化していくことであった。中段の囲みの部分に「学校教育目標」があるが、これは各学校で、ほぼ間違いなく設定されていると思う。さらにその下に、分類した項目に「成果目標」と「活動目標」があるが、アウトカムとしての成果目標、アウトプットとして活動目標を設定している。そのように、可能な限り数値化することにより、保護者あるいは地域住民に対する分かりやすい説明として、可視化、見える化に努めることして、そのような構成とした。各地教委に対しても、事前に、そのような思い・考えを直接伝達しており、その際の地教委からの反応は、目標をきちんと設定して行うべきとの意見や、個々、具体の活動についての目標はなく、それぞれの場面に応じて対応しているとの意見等があり、それぞれに温度差はあるものの、県教委としての思いは伝えてきた。今後は、地教委の判断で設定することになるかと思うが、こちらの思いが伝わるよう、強く働きかけていきたい。

委 員 長

各市町村の教育委員会に、十分理解して進めて頂くしかないと思われる。方向性を出した教委は学力向上が進み、他方はなかなか進まない。その結果、県内の教育格差が生じることとなる。しかし、県教委から半強制的に進めることは無理があり、難しい側面があると思う。

教育企画室長

委員長の御意見の補足となるが、今回の取組は、いわゆる「仕掛け」であると考えている。県立学校については、目標シートを各学校に示している。市町村教委の考え方や

判断があるため、県と同様の取組を行うことは困難であるが、各学校が立てる目標の一助、目安としての仕掛けづくりをしたものである。強制ではなく、拾い上げるような手だてとして、今後もフォローしていきたいと考えている。

青 木 委 員

目標の中に、「全国学力・学習状況調査との比較」というのが入っているが、宮城県では学校別に公表しているのか。仮に、公表していないとすれば、学校別に目標を設定する際に、可視化することは困難なのではないか。また、誰に対して可視化するのか。 子どもたちや保護者に向けてのものであるのか。

教育企画室長

学校別の内容は公表していない。

なお、御覧頂いた資料は、県全体のマクロの話となる。各学校は、必ずしも県全体の 平均値をベースに目標を設定する必要はないと考えている。そこは各学校の独自の判断 として、各学校で決定して頂くものと捉えている。

青 木 委 員

学校教育目標を学校別に決めた場合、県の平均あるいは全国の平均に対し、自分の学校の状況を照合する見方が出てくる。それを公表すれば、学校間の格差が発生することもある。しかし、その情報を公表せずに可視化の方向性を働きかけても、なかなか浸透しないものと思うがいかがか。

委 員 長

学校によっては保護者に伝えている小学校もあると思うが、県内の殆どの学校は伝えていないものと思われる。

義務教育課長

各市町村のデータについては、県との比較あるいは全国との比較した情報を公表している学校も多くなってきている。各学校では、自分の学校の情報は当然ながら把握できる。また、市町村教委では、県や全国との比較した情報を把握しており、保護者も全国学力・学習状況調査を受けていることは承知していることから、そのような情報を保護者に対して公表している。ただし、抽出調査による情報となることから、希望調査のそれとは異なるが、可視化の視点からすれば、ある程度の情報は届いていることとなる。

先ほどの教育企画室長の説明にもあったとおり、その情報を基に目標を明確にしていけば、より成果が出ることとなる。しかし、それを県教委から強制することは出来ないため、市町村教委から何らかの方法により提出して頂けるような内容も含め考えていきたい。

教 育 長

従来、県として学力の目標を公式に発表していたのは、「みやぎの将来ビジョン」であり、その内容は平成25年の目標値となる。今回のプログラムの目標年次は平成28年としており、その目標をこのような形で示すのは今回が初めてとなる。当然ながら前者の目標値よりもレベルを上げて数値を出していることとなる。これは、県全体としてこのレベルを目指すということである。平成23年度は大震災の影響により、全国学力・学習状況調査には参加しなかったが、平成24年度から再開することとしている。その結果、宮城が全国平均と比べてどの水準にあるか把握できることから、その状況により、学校ごとあるいは市町村ごとにそれぞれ目標を考えて、それに向かって頑張ってもらう必要がある。その結果として、次の調査の結果がどうなるのか把握できる。

県教委としては、その結果を毎年確認し、分析しながら、宮城全体としての対応を検討し、市町村に対する要請や助言をしていくこととなる。その結果、今後どのように推移していくのか、その状況を見ながら徐々に目標に向かって進んでいくように努めていくこととしている。

青 木 委 員

例えば、中学校では全国よりプラス4ポイントの目標を設定した場合、平成22年の調査の結果、プラス3ポイントとなった。もう1ポイント上積みできれば目標を達成することができる場合に、その1ポイントを加算させるために、学校の目標値を個別・具体的にプラスとなるよう目標設定することとなるのか。

教 育 長

県教委の立場としては、個別の学校に対し、直接、具体の目標数値を指示することは できない。 青 木 委 員

この4ポイントの数値には、どのような意図があるのか。

教 育 長

県全体として設定した目標値となる。これを一つの基準として、各市町村、各学校で 判断していくこととなる。各学校が、どのレベルを目指すかについて、その基準をもと に考える目安となるものである。

青 木 委 員

各学校が主体的に考え、目標を設定する。そこに到達するかどうかは分からないことになるのか。

教 育 長

結果を見ながら、学校で考えるということとなる。

青 木 委 員

それをPDCAで行い、プラン段階では盛り込まないこととなる。

教育企画室長

個別の学校に対して要請することもしない。また、できないものとなる。

髙橋教育次長

そのようなこともあり、今回、別冊資料の18ページから具体の取組事例を紹介している。成果を上げている取組を紹介することにより、各学校で効果の上がる取組であれば、同様に取り組んでほしいと考えている。それを「使え」とは言えないが、できるだけ目標に近づくよう、みんなで頑張るとの意味合いから事例を紹介している。

教育企画室長

取組事例の紹介であるが、「各関係主体の役割」として、最後に「市町村教育委員会に期待される役割」を整理している。地教委においては、学力向上に向けた方向性を示す必要があるものとして、その役割を今回初めて明示した。

佐 竹 委 員

この目標達成に向けた各学校での取組事例は、既に各地教委には周知されているのか。紹介されている事例は、どれも素晴らしい取組であるので、是非参考として頂きたいと思う

教育企画室長

このプログラムの策定に当たり、事前に地教委を訪問した際、その事例を紹介してい

なお、プログラムの策定が完了したので、全ての小・中・高に配布したい。

(3) 東日本大震災に伴う教職員の健康調査結果の概要について

(説明者:福利課長)

東日本大震災に伴う教職員の健康調査結果の概要について、御報告申し上げる。

資料は、別冊資料1ページから8ページとなる。

この調査は、東日本大震災に伴う教職員のメンタルヘルスケア対策の一環として、教職員自らが自らの健康状態を把握し、セルフケアに努めるように啓発することを目的として、県内公立学校の全教職員を対象に、昨年の12月上旬に実施したものである。

資料の1ページを御覧願いたい。「3 調査結果」の「回答率」であるが、仙台市教育委員会所管の教職員を含む公立学校の全教職員19,046人中,16,981人から回答があり、全体の回答率は89.2%であった。また、県内7圏域別の回収率はグラフのとおりとなる。なお、仙台圏域以外の圏域では、回収率が9割を超えている。

続いて、「現在の状況」である。震災前と比較した業務量の状況であるが、回答者のうち48.1%、約半数が「業務が大幅に増えた」又は「増えた」と回答しており、東部圏域及び南三陸圏域では6割を超える教職員が「大幅に増えた」又は「増えた」と回答している。2ページの上段の「(2)自宅の被災状況」についてであるが、回答者の49.3%、約半数が一部損壊以上の被災を受けており、5.7%、962人が「全壊」と回答している。グラフの左端の濃い青色の部分が「全壊」に該当するが、特に、南三陸圏域では24.9%と4人に1人の職員が「全壊」であった。他圏域では数%であるが、東部圏域、南三陸圏域では大きな割合を占めていることが読み取れる。しかしながら、グラフの右端の薄いオレンジ色の部分、「被害なし」との回答も、南三陸圏域が15.2%と最も高い結果となっている。また、東部圏域では「全壊」とともに赤色の「大規模半壊」の割合も高く、紫色の「一部損壊」まで含めると、6割を超える程の被害状況であった。次に、「(3)震災時の震災関連業務への従事状況」について、回答者の66.4%が何らかの震災関連業務に従事していたが、東部圏域及び南三陸圏域では約10人に1人が、「震災業務のみ」

に専従していた。グラフからも分かるとおり、震災業務への従事状況は地域差が大きく、右側の薄い青色、「従事なし」との回答が、東部圏域と南三陸圏域では1割前後で約10人に1人、仙台圏域では24%と約4人に1人であるが、それ以外の4圏域は約5割から6割強が「従事なし」と回答しており、震災関連業務に従事しなかった職員の方が、むしろ多数を占めていた。3ページの上段の「(4)家族の死・行方不明があった者」であるが、回答者のうち家族の死・行方不明があったのは、全体で2.7%、457人であった。人数では仙台圏域が212人、東部圏域が106人、南三陸圏域が66人の順で、この3圏域で384人、84.0%とほとんどを占めている。構成比では、グラフからも読み取れるとおり、南三陸圏域、東部圏域が突出している。

続いて、「現在の健康状態」であるが、まず、体調については、多くの教職員が「良い」又は「普通」と 回答しているが、「あまり良くない」又は「悪い」と回答している教職員も21.3%と約5人に1人とな った。特に、「良い」との回答には大きな地域差がない一方、「あまり良くない」又は「悪い」との回答は 東部圏域では27.6%,南三陸圏域では26.0%と,他圏域と比較して5~10ポイント上回ってい た。4ページ上段の「(2)睡眠」についてであるが,睡眠についても多くの教職員が「よく眠れる」又は「だ いたい眠れる」と回答しているが、「眠れない」又は「あまり眠れない」と回答している教職員も約5人に 1人と、体調と類似した結果であった。登米圏域、北部圏域、大河原圏域では青色の「よく眠れる」との 回答が多く、緑色の「あまり眠れない」、紫色の「眠れない」との回答を大きく上回っていた。次に、「(3) 飲酒」についてであるが,まず,飲酒の頻度については,大きな地域差はなかった。なお,「毎日飲む」と の回答は全体で17.7%であった。一方, 震災前と比較した「②飲酒量の変化」には地域差が認められ, 東部圏域及び南三陸圏域では、左端の濃い青色、飲酒量が「増えた」との回答が14%を超え、他圏域の 2倍程度となっている。また,薄い緑色の「減った」との回答も,この2圏域では1割を超えており,東 部圏域及び南三陸圏域では4人に1人の飲酒量に変化が見られた。続いて,「(4)ストレス」について,回 答者のうちストレスを「大変強く」又は「強く」感じている職員は,全体では22.0%であるが,東部 圏域及び南三陸圏域では約3割に達していた。一方、紫色の「あまり感じていない」という回答者も、他 の圏域では2割を超えているが、この2圏域では15%台であった。6ページの「②一番のストレスの原 因」について、1位が家族の問題で1、659人、以下、勤務内容の変化が1、386人、自分の健康状 態が1,190人,職場の人間関係が1,086人の順で,回答者が1,000人を超えていた。また, 「一番のストレスの原因が震災と関連があるかどうか」については、回答者の約3割、29.8%が「震 災と関連がある」と回答しているが、東部圏域及び南三陸圏域では約半数が「震災と関連がある」との回 答であった。

最後に「メンタルへルスの状況」である。今回の健康調査は、セルフチェックにより自分のメンタルへルスがどのような状態にあるか、確認できる方法をとっている。まず、「(1)精神健康全般に関するチェック」については、「K6」と呼ばれる6間の質問からなるチェック票により、4つのレベルで評価を行った。その結果、左端の濃い青色の「心配ない」と評価できるレベル1は58.8%、その隣の赤い部分「注意が必要」なレベル2は24.8%で、83.6%の教職員はセルフケアで対応可能とされるレベル2以下であった。しかし、緑色の「かなり注意が必要」なレベル3は6.4%、紫色の「専門機関への相談が勧められる」レベル4は4.7%となっており、1割強の教職員は、相談機関等によるケアが必要なレベルであった。圏域別では、東部圏域及び南三陸圏域でレベル3及びレベル4の比率が高く、他圏域を5ポイント程度上回っていた。レベル1に関しても、他圏域では6割程度であるのに対し、この2圏域は5割強であった。また、「(2)トラウマ反応に関するチェック」も行ったところ、トラウマ反応に関しては、PTSDの17の症状に関する質問により、3つのレベルで評価を行った。その結果、全体では93.3%と、ほとんどの教職員が「心理的な影響はあまり心配ない」レベル1であったが、2.0%は「専門機関によるケアが必要」なレベル3であった。また、何らかの心理的な影響がみられ、「セルフケアが必要」なレベル2は1.9%であった。

次に、8ページ「個別面談の希望」であるが、健康調査により個別面談の希望があった教職員は、回答者のうち1.8%、313人であった。人数では仙台圏域が177人、東部圏域が44人、大河原圏域が

28人の順で、この3圏域で全体の8割を占めた。今後、個人面談の開催地を検討する上で参考とするこ ととしている。希望率としては南三陸圏域が2.9%と最も高く,次いで東部圏域の2.5%の順で,2% を超えている。

最後に、「4 健康調査後の支援」であるが、記載の3点を予定している。専用ウェブサイトの開設につ いては、学校種別ごと等、詳細な健康調査結果を確認できるほか、所属を経由せずに個別面談を申し込む ことができる機能を付与したウェブサイトを開設する。また,今年の2月末以降,記載のとおり臨時の個 別面談を実施している。平成24年度以降については、事業場外資源によるケア、事業場内産業保健スタ ッフによるケア、セルフケア、ラインケアの4つの視点のもと、新規・既存事業の再構築を行い、状況に 応じて臨機応変に事業展開を図ってまいる。主なものを申し上げると、年間を通して月3回程度の個別面 談を県内3か所で開設し、アフターフォローに努めるほか、既存の人間ドックコースにメンタル相談を付 加した新たな人間ドックコースを実施する。また,心身の健康対策のため,長時間労働の是正に向け,教 員の長時間労働に関する報告方法の改善を図ってまいる。このほか、メンタルヘルスハンドブックの配布 や管理職メンタルヘルス研修会の開催、一般教職員向けのメンタルヘルスセミナーの実施等についても、 今回の健康調査の結果を反映したものにする等、工夫を行うこととしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

調査結果について、仙台を除けば90数%の回答率で、今回の結果により、次の展開 が見えてくる。とても素晴らしい調査であると思う。この調査は、定期的に実施すると の方針でよいか。

福 利 課 長

佐 竹 委 員

福 利 課 長 この健康調査は、2年ごとに実施し、今後2回程度実施するとの計画である。

2年おきとする理由は何か。今回は震災による影響が心配であるので、スパンを短め に設定してもいいのではないか。

この健康調査については、どの時点で、どのくらい実施するか、専門家である独立行 政法人国立精神・神経医療研究センターの意見を伺っている。新潟の中越地震の時に, 同様の健康調査を実施されており、震災発生から2年目または3年目の状況について は、大きな変化が見られなかったとのことで、隔年の調査実施することとしたものであ る。また、頻繁に調査した場合、その対象者の調査疲れにも配慮した上、少し間隔を空 けた2年ごとの実施としたものである。

今回の調査は昨年12月に実施しているが、こちらも専門家から助言があり、「震災 直後に調査を実施すると、全員がメンタル面で沈んでおり、調査結果が逆に読み取れな くなるとのことであった。このため、少し落ち着いた12月頃が一番適していることと して計画したものである。

竹 委 佐 員

委 員 長

利 福 課 長

委 員 長

福 利 課 長 2年後, どのような変化が見られるか, とても興味深いものがある。

佐竹委員とは異なった視点となるが、全体の回答率は90%を下回っているが、業務 として実施したのであれば、もっと高い回答率となるべきではないか。

この調査は、宮城県と公立学校共済組合の共同で実施し、県教育委員会も主催及び共 催という形で実施し、各学校に文書で協力を願ったものである。しかし、学校によって は多忙を極めている、また、県の機関・県立学校であれば命令権限があるが、小・中学 となると市町村教育委員会の管理となり、県教委の指揮命令権限がない。回答率が低い ことについては、今後、個別の分析をしながら検討していきたい。

実際は市町村教育委員会であるが、教職員は県で採用し配置しているのではないか。 その教員は市町村教育委員会の管理下となるのか、それとも県の管理下となるのか。

例えば、健康診断について、県は、県立学校と特別支援学校の教員を担当している。 小・中学校の教員は、事業主の市町村教育委員会が実施することとなっている。一方で、 体の健康は、ある意味では県と市町村とで区分されている。

一番問題となることは、心の健康である。心の健康まで対象とするか、現在、とても

曖昧な状況になっている。数年後には、通常の健康診断の中に心の健康診断の対象とする法律改正の動きもあるとのことである。そのような中で、公立学校共済組合でお金を出し、各種の相談機関で、メンタル的なアフターフォローしていく状況となる。例えば、関東中央病院とか、山形にある東北中央病院等に精神科の先生がおり、人間ドックや心の健康相談にも対応して頂けるとのことである。

この事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の協力を求めることとなるが、身分は市町村、給与は県となっており、その取扱いは難しいこととなる。現時点では、県と公立学校共済組合、それに市町村の教育委員会も協力しながら実施している状況である。

(4) 宮城県公文書館の宮城県図書館への移転について

(説明者:生涯学習課長)

宮城県公文書館の宮城県図書館への移転について、御報告申し上げる。

資料は、4ページとなる。

「1 移転の経緯」としては、公文書館で保存・管理している歴史的価値を有する公文書が年々増加し、公文書館の収容スペースが不足しつつあることから、そのスペースの確保のため、図書館とも協議を行いながら移転することとしたものである。図書館からは、公文書館の移転について、「現状での図書館業務に概ね支障はなく使用はやむを得ない」との報告を受けている。また、図書館協議会にも報告しているが、委員からは特段の御意見は出されなかったものである。公文書館を所管する総務部県政情報公開室では、移転のための設計を行い、3月8日に工事の開札を終了している。その移転に係る改修工事等については、平成24年10月31日までの工期としており、平成25年4月に開館することを目標に移転作業を行う予定となっている。また、図書館への移転場所と利用計画については、1階倉庫を書庫に改装し、2階地域情報発信室を事務室及び閲覧室に改装する等、公文書館の機能が十分に満たされている仕様となっている。

「2 移転により期待される効果」としては、図書館と公文書館の共催事業が可能となることや双方の利用者にとって利便性が向上すること等がある。

なお、現在、移転をスムーズに行うため、生涯学習課・図書館・情報公開室・公文書館の4機関で宮城 県公文書館移転連絡調整会議を開催し、引き続き調整等を行っている。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

佐 々 木 委 員

図書館については、いろいろな問題が起きているようである。今回は歴史的価値を有する公文書ということであり、宮城県には東北歴史博物館もあるが、その保存の面から図書館に移設して問題ないのか。

生涯学習課長

公文書館が図書館の建物の中に移転することとなるが,移転先の書庫や地域情報室等は,県の組織上,これまで通り知事部局(総務部)所管の公文書館の施設となる。

公文書館は、法律に定められ設置されており、県の歴史的な行政文書等を収集するものとして、現在は、榴ヶ岡の庁舎(旧図書館)で業務を行っているが、収蔵スペースが少なくなってきたことから、適切な移転先を検討したところ、図書館の施設の一部に移転することが決定したものである。

佐々木委員

公文書の歴史的価値があることは承知しているが、その資料は、直筆で書かれた文書よりも、いわゆる近代的な資料が多いものと思う。そのような資料は、例えば、電子媒体に保存してはどうか。

生涯学習課長

資料の保管方法をどのようにするか、詳しく承知していないが、委員御指摘のデジタルアーカイブ化については、永年保存等、歴史的に残したい資料等、図書館においてもその電子化を行っている。また、手書きの文書等については、明治初年の文書や和紙のような文書も公文書として現存しており、今回、そのような資料を図書館に移転するこ

ととしている。図書館の書庫等を改装し、24時間空調により管理することで、資料の 永年保存に努めていくと伺っている。

- 13 資料(配付のみ)
- (1) 宮城県美田園高等学校の開校式について
- (2) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (3) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る一般入試について
- (4)第67回国民体育大会冬季大会の結果について
- (5) 重要有形民族文化財の指定について
- 14 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は,平成24年4月18日(水)午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後6時55分

平成24年4月18日

署名委員

署名委員